平成２６年（フ）第２１１７号
名古屋市中村区稲葉地町８丁目１番地　県営稲葉地住宅４棟301号
債務者　外山　昌代
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２５２号
熊本市北区武蔵ケ丘３丁目17番４―69号　市住１Ｃ－４－69号
債務者　杉田　好美（旧姓冨永）
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６６号
静岡県袋井市旭町１丁目４番地の９　サンヒルズＡ102号室
債務者　中嶋　春代
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
北海道小樽市高島４丁目１番15号、前住所北海道小樽市錦町18番10号　五十嵐忠一郎方
債務者　渡邊　有美
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第４９号
青森県八戸市下長４丁目４番11―53号　県営住宅、前住所青森県八戸市日計５丁目１番23号
債務者　西野　智雄
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第２７８号
仙台市青葉区あけぼの町４番30号
債務者　菅原　　歩
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３０３号
仙台市青葉区貝ケ森２丁目３番15号　サンライフ貝二103
債務者　三浦　　諒
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３２３号
仙台市若林区三百人町117番地　青葉ハイツ２号館312
債務者　菊池　　円
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３３３号
仙台市太白区砂押町16番26号　キャステール砂押Ⅱ－205
債務者　吉田明日香
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２０号
福島県白河市みさか２丁目31番地６
債務者　ＡＲＡＫＡＫＩ　ＪＯＲＧＥ　ＴＡＫＥＭＩＴＳＩ
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
福島県白河市みさか２丁目31番地６
債務者　寺阪　絹枝
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第７２号
茨城県土浦市中1141番地77
債務者　小山　隆一
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第３０号
群馬県桐生市相生町５丁目452番地　県営住宅Ｄ棟358
債務者　高橋　守博
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第３１号
群馬県桐生市相生町５丁目452番地　県営住宅Ｄ棟358
債務者　高橋　京子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第３９号
千葉県木更津市真里161番地14
債務者　江見　明子（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第３１号
富山県射水市黒河3250番地　プレッシャス黒河102
債務者　萩谷　　清
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
富山地方裁判所高岡支部